

## 小諸市自治基本条例を踏まえた具体的取組事例

### 第 4 章 参加と協働

#### (参加と協働の推進)

第 28 条 市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を推進します。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを推進します。

3 市議会及び市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を講じます。

4 市の執行機関は、協働のまちづくりの推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。

#### 【逐条解説】

市政へは、主権者である市民の意見を適切に反映させることが大切であり、そのためには、市民の市政への参加は欠くことができません。審議会の委員や説明会への出席、アンケートへの協力など参加の形態は様々ですが、第 1 項では、これらの方法により市民参加を推進していくことを規定しています。今後、この条文に基づき、市民参加条例といった市民参加のあり方や具体的な手続を示した制度の整備を進めていくこととなります。

第 2 項では、自治の基本原則に規定している協働のまちづくりを推進するための基本的なルールとして「協働は役割と責任に基づいたものであること」と「お互いに補完し合い、協力するものである」ことを規定しています。

第 3 項では、協働していくための施策の推進を規定しています。今後、市の執行機関において、前項に示した基本的ルールを原則とした協働のためのルールブックづくりや拠点整備、専門窓口の設置などを進めていきます。

第 4 項では、協働を推進するにあたって、市の執行機関が市民の活動を支援することを規定しています。また、支援を理由にその自主性や自立性を損なうものであってはならず、その活動を尊重することも規定しています。

#### 【取組事例等】

##### (1) 市民参加の推進

市民の意見が市政へ反映されるよう、次のような取組み（第 5 条の取組事例等に記述したものと同内容です。）を進めてきました。

なお、「逐条解説」にある「市民参加条例といった市民参加のあり方や具体的な手続を示し

た制度の整備」については、未だ実現していません。このため、今回の条例の評価・検討に合わせて、制度の整備に取り組んでいきます。

### ①市の附属機関等の委員の公募

地方自治法に規定されている審議会などの附属機関やその他の懇話会などを組織する場合、原則として、市民からの公募による委員を加えることとしました。市民からの公募による委員を加えた附属機関等には、次のようなものがあります。

ア) 自治基本条例施行後に新設したもの（既に廃止されているものを含む。）

○条例

- ・小諸市景観審議会（小諸市景観条例）

○要綱

- ・小諸市保育計画検討委員会（小諸市保育計画検討委員会要綱）
- ・新ごみ焼却施設市民検討会議（新ごみ焼却施設市民検討会議設置要綱）
- ・小諸市庁舎整備基本構想策定委員会（小諸市庁舎整備基本構想策定委員会要綱）
- ・小諸市新庁舎等建設市民懇話会（小諸市新庁舎等建設市民懇話会要綱）
- ・小諸市自治基本条例を考える市民討議会（小諸市自治基本条例を考える市民討議会要綱）

イ) 自治基本条例施行後に改正したもの（既に廃止されているものを含む。）

○条例

- ・小諸市情報公開審査会（小諸市情報公開条例）
- ・小諸市特別職報酬等審議会（小諸市特別職報酬等審議会条例）
- ・小諸市防災会議（小諸市防災会議条例）
- ・小諸市総合計画審議会（小諸市総合計画審議会条例）
- ・小諸市男女共同参画審議会（小諸市男女共同参画推進条例）
- ・小諸市国民健康保険運営協議会（小諸市国民健康保険条例、小諸市国民健康保険運営協議会委員公募要綱）
- ・小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議（小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例）
- ・小諸市環境審議会（小諸市環境条例）
- ・小諸市交通対策委員会（小諸市交通安全条例）
- ・小諸市労政審議会（小諸市労政審議会条例）
- ・小諸市商工業振興審議会（小諸市商工業振興条例）
- ・小諸市都市計画審議会（小諸市都市計画審議会条例）
- ・小諸市下水道使用料審議会（小諸市下水道使用料審議会条例）
- ・小諸市生涯学習基本構想策定審議会（小諸市生涯学習基本構想策定審議会条例）

- ・小諸市公民館運営審議会（小諸市公民館条例）
- ・小諸市働く婦人の家運営委員会（小諸市働く婦人の家条例）
- ・市立小諸図書館協議会（市立小諸図書館条例）
- ・小諸市立郷土博物館協議会（小諸市立郷土博物館条例）
- ・小諸市立小山敬三美術館運営委員会（小諸市立小山敬三美術館条例）
- ・市立小諸高原美術館・白鳥映雪館協議会（市立小諸高原美術館・白鳥映雪館条例）
- ・小諸市立藤村記念館協議会（小諸市立藤村記念館条例）
- ・小諸市スポーツ推進審議会（小諸市スポーツ推進審議会条例）
- ・小諸市水道料金等審議会（小諸市水道料金等審議会条例）

#### ○規則

- ・小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会（小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例施行規則）
- ・小諸市隣保館運営審議会（小諸市隣保館条例施行規則）
- ・小諸市歯科保健推進協議会（小諸市歯科保健推進協議会規則）
- ・小諸市健康づくり推進協議会（小諸市健康づくり推進協議会設置規則）
- ・小諸市懐古園運営委員（小諸市懐古園運営委員規程）
- ・小諸市農村女性活動推進委員会（小諸市農村女性活動推進委員会規則）
- ・小諸市地籍調査推進委員会（小諸市地籍調査推進委員会規則）
- ・小諸市スポーツ推進委員（小諸市スポーツ推進委員設置規則）

#### ○要綱

- ・小諸市福祉有償運送運営協議会（小諸市福祉有償運送運営協議会設置要綱）
- ・小諸市やさしいまちづくり推進協議会（小諸市やさしいまちづくり推進協議会設置要綱）
- ・小諸市保育所のあり方検討懇話会（小諸市保育所のあり方検討懇話会要綱）
- ・小諸市やさしいまちづくり推進協議会（小諸市やさしいまちづくり推進協議会設置要綱）
- ・小諸市高齢者福祉・介護保険事業等推進協議会（小諸市高齢者福祉・介護保険事業等推進協議会設置要綱）
- ・小諸市地域公共交通会議（小諸市地域公共交通会議設置要綱）
- ・小諸市地産地消推進協議会（小諸市地産地消推進協議会設置要綱）
- ・小諸市駅舎併設複合交流センター建設準備委員会（小諸市駅舎併設複合交流センター建設準備委員会設置要綱）
- ・小諸市まちづくり交付金事業評価委員会（小諸市まちづくり交付金事業評価委員会設置要綱）
- ・小諸市青少年補導委員（小諸市青少年補導センター設置要綱）

- ・小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会（小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱）

## ②市民アンケートの実施

各種計画の策定や事業の実施等にあたって、市民の意識や意向等を把握するため、市民アンケートを実施しました。

### ア) 事業仕分けに関するアンケート（平成22年11月）

- ・平成22年11月21日に実施した事業仕分けに関するアンケート調査を実施しました。
- ・調査結果は、市公式ホームページで公表しました。

### イ) 安全で安心なまちづくりに関する市民アンケート（平成23年2月）

- ・セーフコミュニティ活動の推進にあたり、市民の安全に対する意識や外傷発生動向などについて現状を把握するため、平成23年2月、無作為抽出した市民4,000人を対象に、安全で安心なまちづくりに関する市民アンケート調査を実施しました。

### ウ) 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成24年1月）

- ・男女共同参画こもろプラン6策定の資料とするため、平成24年1月、無作為抽出した市民1,000人を対象に、市民意識調査を実施しました。

### エ) 小諸市農業振興アンケート（平成24年1月～3月）

- ・小諸市農業振興地域整備計画の総合見直し及び今後の農業施策の参考とするため、平成24年1月～3月、農家世帯主を対象にアンケート調査を実施しました。
- ・調査結果は、市公式ホームページで公表しました。

### オ) 小諸市健康づくり計画に関するアンケート（平成24年5月）

- ・小諸市健康づくり計画策定の資料とするため、平成24年5月、小諸市健康づくり計画に係るアンケートを実施しました。
- ・調査結果は、「広報こもろ」平成25年3月号及び市公式ホームページで公表しました。

### カ) こもろ・まちづくり市民意識調査（平成24年7月）

- ・市で取り組んでいる様々な課題やまちづくりの進め方について市民の意識や要望を把握し、「第9次基本計画」策定の基礎資料とするとともに、今後のより良い行政サービス提供に活用するため、平成24年7月、無作為抽出した16歳以上の市民2,000人を対象に、「平成24年度こもろ・まちづくり市民意識調査（アンケート調査）」を実施しました。
- ・調査結果は、「広報こもろ」平成24年11月号及び市公式ホームページで公表しました。

### キ) 南城公園複合遊具に関するアンケート（平成25年4月）

- ・南城公園に設置する複合遊具の設置業者の選定の参考とするため、平成25年4月6

日～21日、市内の保育園、幼稚園、小学校、子どもセンター、臨時図書館、市役所、南城公園等においてアンケート（投票）を実施し、4,177人から回答を得ました。

・調査結果は、市公式ホームページで公表しました。

ク) 成人式に関するアンケート

・成人式を思い出に残る意義あるものとするため、そのあり方に関するアンケートをインターネットにより実施しました。(市公式ホームページから回答)

ケ) コミュニティバス小諸すみれ号に関する乗客アンケート

・コミュニティバス小諸すみれ号の乗客の声をダイヤ改正等に反映させるため、乗客アンケートを実施しました。

### ③市民ワークショップの開催

計画の策定や事業の実施等にあって、市民の意見をそれらに反映させるため、ワークショップを開催しました。

ア) 「厚生病院はどんな病院であってほしいかみんなで考えましょう !!」市民ワークショップ (平成22年3月～4月)

・小諸厚生総合病院の再構築にあたり、小諸厚生総合病院との共催により、市民が望む病院機能に関する市民ワークショップを、平成22年3月26日、4月7日、4月21日の3日間 (延6回)、老人保健施設「こまくさ」で開催しました。(参加者:延87人)

・ワークショップの概要は、市公式ホームページで公表しました。

イ) 複合交流センター設計ワークショップ (平成22年4月～10月)

・駅舎併設複合交流センターの基本設計を踏まえ、実施設計に向けた市民ワークショップを、平成22年4月26日、5月28日、6月24日、10月22日の4日間 (延8回) 開催しました。(参加者:延222人)

・ワークショップの概要は、「広報こもろ」及び市公式ホームページで公表しました。

ウ) あいおい公園ワークショップ (平成23年8月～平成24年3月)

・あいおい公園の基本設計に向けた市民ワークショップを、平成23年8月22日、10月3日、11月14日、平成24年3月19日の4日間 (延4回)、小諸市コミュニティセンターで開催しました。(参加者:延30人)

エ) 大手門公園ワークショップ (平成23年10月～平成24年1月)

・大手門公園の未整備地区の整備に向けた市民ワークショップを、平成23年10月22日、11月22日、平成24年1月30日の3日間 (延3回)、小諸市コミュニティセンター (第1回は駐車場ガーデン) で開催しました。(参加者:延17人)

・ワークショップの概要は、「広報こもろ」及び市公式ホームページで公表しました。

オ) 小諸市庁舎等建設基本設計市民ワークショップ (平成24年3月)

- ・利用しやすい市庁舎や図書館とするため、基本設計に向けた市民ワークショップを、平成24年3月29日（延2回）、小諸市コミュニティセンターで開催しました。（参加者：延33人）
  - ・ワークショップの概要は、市公式ホームページで公表しました。
  - ・このワークショップは、この後、一時中断しました。
- カ) 小諸市庁舎等建設基本設計市民ワークショップ（平成24年12月～平成25年3月）
- ・利用しやすい市庁舎や図書館とするため、基本設計に向けた市民ワークショップを、平成24年12月4日、平成25年1月22日、2月26日、3月36日の4日間（延8回）、小諸市コミュニティセンターで開催しました。（参加者：延152人）
  - ・ワークショップの概要は、市公式ホームページで公表しました。
- キ) 小諸市観光地域づくりビジョンワークショップ（平成25年6月～平成26年2月）
- ・平成26年度の「小諸市観光地域づくりビジョン」の策定に向け、「小諸らしさ」を掘り起こすための市民ワークショップを、平成25年6月27日、7月19日、9月12日、11月7日、平成26年1月17日、2月6日の6日間（延6回）開催します。

#### ④懇談会・意見交換会の開催

計画の策定や事業の実施等にあたって、それらに市民の意見を反映させるため、懇談会や意見交換会を開催しました。

- ア) 小諸厚生総合病院の移転再構築に関する地区懇談会（平成22年10月～11月）
- ・現市役所敷地での小諸厚生総合病院の移転再構築の実現に向けて、小諸厚生総合病院との連携計画(案)に関する地区懇談会を、平成22年10月25日、10月27日、10月29日、11月2日、11月4日、11月8日、11月10日、11月15日、11月17日、11月19日の10日間（延10回）、市内10地区で開催しました。（参加者：延397人）
  - ・地区懇談会の概要は、「広報こもろ」平成23年1月号及び市公式ホームページで公表しました。
- イ) 新図書館建設に関する市民懇談会（平成23年10月～12月）
- ・新図書館の建設に向けた市民懇談会を、平成23年10月21日、11月11日、12月16日の3日間（それぞれ昼・夜2回）、小諸図書館で開催しました。（参加者：延79人）
  - ・懇談会の概要は、市公式ホームページで公表しました。
- ウ) 「第9次基本計画」策定 関係団体意見交換会（平成24年7月～8月）
- ・「第9次基本計画」の策定にあたり、様々な分野の団体から意見を聞くため、平成24年7月～8月、「関係団体意見交換会」（芦原中学校PTA、小諸市文化協会、小諸女性ネット、こもろはす倶楽部、エコロジー・エネルギー研究会、小諸市健康づくり

推進協議会、小諸市民生児童委員協議会、小諸市区長会、各まちづくり推進協議会、NPO法人町並み研究会、佐久浅間農業協同組合、小諸商工会議所、小諸市観光協会、(社)小諸青年会議所)を実施しました。

- ・意見交換会の概要は、市公式ホームページで公表しました。

エ) 飯綱山公園ドッグランふれあいミーティング (平成24年9月～10月)

- ・飯綱山公園ドッグランのより良い利用のため、平成24年9月10日、9月28日、10月15日の3日間、小諸市コミュニティセンター及び現地で、ワークショップ形式によりドッグラン利用者と利用のあり方等について考える取組みを行いました。
- ・ミーティングの概要は、市公式ホームページで公表しました。

オ) 小諸市農業問題懇談会 (小諸市農業委員会主催) (毎年度)

- ・農業が抱える課題やその解決策について考えるため、毎年度、小諸市農業問題懇談会を開催しています。

カ) 行政懇談会・市政懇談会 (随時)

- ・区、地区、団体からの要望に応じて、随時、市政に関する懇談会を実施しています。
- ・平成24年度は、4区、4地区、1団体と実施しました。

## ⑤パブリックコメントの募集

計画の策定や事業の実施等にあたって、それらに市民の意見を反映させるため、パブリックコメントの募集を行いました。

ア) 小諸市食育推進計画「こもろはす食育推進計画」(素案)に対するパブリックコメントの募集 (平成23年1月)

- ・小諸市食育推進計画「こもろはす食育推進計画」の策定にあたり、平成23年1月、計画の素案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・意見の提出は、ありませんでした。

イ) 市庁舎整備基本構想(案)に対するパブリックコメントの募集 (平成23年1月～2月)

- ・市庁舎整備基本構想の策定にあたり、平成23年1月～2月、構想の案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・15人から意見の提出があり、「広報こもろ」平成23年4月号及び市公式ホームページで公表しました。

ウ) 第2次小諸市環境基本計画(素案)に対するパブリックコメントの募集 (平成23年5月)

- ・第2次小諸市環境基本計画の策定にあたり、平成23年5月、計画の素案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・3人から意見の提出があり、意見とそれに対する回答は、環境審議会で公表しました。

- エ) 小諸市暴力団排除条例（案）に対するパブリックコメントの募集（平成23年11月）
- ・小諸市暴力団排除条例を平成23年12月市議会定例会へ提案するにあたり、平成23年11月、条例の案について市民からパブリックコメントを募集しました。
  - ・意見の提出は、ありませんでした。
- オ) 第1期低炭素まちづくり計画（案）に対するパブリックコメントの募集（平成25年1月～2月）
- ・平成24年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、コンパクトシティをめざした「第1期低炭素まちづくり計画」を策定するため、平成25年1月～2月、計画の案について市民からパブリックコメントを募集しました。
  - ・1人から意見の提出があり、意見とそれに対する回答は、市公式ホームページで公表しました。
- カ) 小諸市第2次健康づくり計画（素案）に対するパブリックコメントの募集（平成25年3月）
- ・小諸市第2次健康づくり計画の策定にあたり、平成25年3月、計画の素案について市民からパブリックコメントを募集しました。
  - ・1人から意見の提出があり、意見とそれに対する回答は、市公式ホームページで公表しました。

## ⑥公聴会の開催等

### ア) 都市計画に関する公聴会

- ・小諸都市計画の変更（小諸駅前の用途地域等の変更）にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成22年6月26日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・小諸都市計画広場の決定（相生郵便局周辺整備）にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成23年5月29日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・小諸都市計画ごみ処理施設の決定にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成23年10月30日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・小諸都市計画道路（東郷土西原線）の変更にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成24年6月24日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・「小諸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更にあたり、案に対する意見を聞くため、平成24年8月25日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）

- ・小諸都市計画の変更（公共下水道事業計画の変更）にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成24年11月30日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
  - ・中部横断自動車道に関する都市計画の変更にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成25年3月24日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- イ）都市計画案の縦覧と意見書の受付
- ・小諸都市計画の変更（小諸駅前の用途地域等の変更）にあたり、平成22年8月2日～16日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
  - ・小諸都市計画広場の決定（相生郵便局周辺整備）にあたり、平成23年6月3日～17日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
  - ・小諸都市計画ごみ処理施設の決定にあたり、平成23年11月8日～22日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
  - ・小諸都市計画道路（東郷土西原線）の変更にあたり、平成23年7月5日～19日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
  - ・「小諸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更にあたり、平成24年12月6日～20日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
  - ・小諸都市計画の変更（公共下水道事業計画の変更）にあたり、平成24年12月20日～平成25年1月11日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
  - ・中部横断自動車道に関する都市計画の変更にあたり、平成25年4月16日～4月30日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
- ウ）生活環境影響調査報告書案の縦覧と意見書の受付
- ・新ごみ焼却施設の生活環境影響調査について、平成23年10月31日～11月30日、報告書案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。

## ⑦広聴事業の実施

市民との「対話」を通じて、建設的な意見や提案を市政に反映させるため、次のような広聴事業を実施しています。

（平成24年3月以前の取組み）

ア）こんにちは市長です

- ・市民の活動場所（公民館やサークル活動の場）へ市長が伺い、直接意見を聞くものです。

イ）市民のお知恵拝借

- ・市政に対する市民の建設的な意見を、市長が直接聞くものです。

ウ) フォーラム、シンポジウム

- ・市が計画している主な事業や計画について、フォーラムやシンポジウムを開催します。

(平成24年8月以降の取組み)

ア) 市長のトークサロン

- ・団体・グループを市長室へ招き、市政に対する建設的な意見を聞くものです。
- ・これまでに6団体と7回実施しました。(6団体：小諸市消費者の会、コモロ寅さんプロジェクト、女性団体連絡協議会2回、成人式実行委員会、囲碁の里信州小諸づくり委員会、佐久サッカー協会)

イ) 市長がおじゃまします

- ・市長が団体・グループの活動場所に伺い、市政に対する建設的な意見を聞くものです。
- ・これまでに1団体と1回実施しました。(おはなしはらっぱ たんぽぽ)

ウ) 市長への提案

- ・市民から専用の用紙又はインターネットにより、市政に対する建設的な提案を受けるものです。
- ・これまでの提案数は4件です。

## ⑧その他の取組み

ア) 事業仕分けにおける対象事業及び市民判定人の募集

- ・平成23年度事業仕分けにあたり、事業選定から市民に関わっていただくため、市民から仕分け対象事業を募集しました。(平成23年5月)
- ・平成22年度及び平成23年度事業仕分けにあたり、市民判定人について、無作為抽出した市民の中から希望者を募集しました。(平成22年度は、16歳以上の市民500人を無作為抽出し、希望者の中から30人を抽選で決定しました。平成23年度は、16歳以上の市民1,000人を無作為抽出し、希望者の中から40人を抽選で決定しました。)

イ) 座談会の開催

- ・新成人の声を市政に反映させるため、成人式実行委員と市長との新春座談会を開催しました。その結果は、「新成人に聞く『私たちが担う小諸の未来』」として、「広報こもろ」平成25年1月号へ掲載しました。

## (2) 協働のための施策の推進

### ①担当部署の明確化

- ・市の組織機構の変更により、平成24年4月に「区長会に関する事務」を総務課から企画課へ、平成25年4月に「市民活動に関する事務」を市民課から企画課へそれぞれ移管し、「市民活動」「協働」の担当部署を企画課へ一本化しました。

## ②その他の施策

- ・「逐条解説」にある「協働のためのルールブックづくり」や「拠点整備」などは、実施していません。

## (3) 市民の活動に対する支援

### ①市民活動団体に対する支援

#### ア) 小諸市市民活動促進事業補助金

- ・市内に活動拠点があるボランティアやNPOなどの団体の活動を資金面で支援するため、「小諸市市民活動促進事業補助金制度」を設けています。
- ・補助金の交付は、1団体につき2回までで、補助率は、対象経費の10/10以内(上限額：1回目(チャレンジコース)20万円、2回目(ステップアップコース)15万円)としています。

#### イ) NPO・ボランティア交流集会の開催

- ・NPO・ボランティア活動の活動者同士の交流を図るとともに、NPO・ボランティアなど公益的で自主的な市民活動の拡大をめざすことを目的に、平成12年度から開催しています。

#### ウ) NPO・ボランティアに関する相談受付

- ・NPOの立ち上げ、法人格の取得などの相談に随時対応しています。

#### エ) 小諸市ボランティアセンターの運営

- ・「小諸市ボランティアセンター」は、平成13年に設置した「小諸市ボランティア・市民活動推進懇話会」からの提言や、それに基づいて、平成14年に策定した「市民活動支援・推進のためのアクションプラン」などを踏まえ、平成15年6月に開設しました。
- ・「センター」では、様々な分野で、ボランティア活動や市民活動が推進されるよう、啓発活動や相談をはじめとする支援活動などを行っており、「市民活動を支援し、活動の輪を広げるための拠点施設」として、重要な機能を担っています。
- ・運営は、平成18年度以降は指定管理方式を採用していますが、開設当初から一貫して小諸市社会福祉協議会へ委託しています。

## ②区に対する支援

### ア) 財政面等の支援

- ・区長会運営交付金
- ・区長及び区事務委託費
- ・集会施設等整備事業補助金
- ・合併浄化槽設置整備事業補助金(集会施設)

- ・安全で安心なまちづくり事業補助金
- ・防犯灯の設置
- ・防犯灯・街路灯電気料等補助金
- ・消防施設整備事業補助金
- ・農業農村振興対策事業補助金
- ・体育振興事業補助金
- ・介護予防地域交流事業補助金 など

イ) その他の支援

- ・区長会事務局としての支援
- ・地域職員連絡会・地区担当職員制度による支援
- ・認可地縁団体に関する支援
- ・自主防災組織の育成支援
- ・災害時等住民支え合いマップの作成支援
- ・介護予防地区指導者の地域での活動に対する支援
- ・保健推進員会及びOB会の地域での活動に対する支援
- ・食生活改善推進協議会の地域での活動に対する支援 など

(まちづくりにおける連携)

第29条 市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します。

2 市の執行機関は、市民活動団体又は区からの要請に基づき、調整会議の開催等連携のために必要な支援を行います。

3 市民活動団体及び区は、市議会及び市の執行機関へまちづくりに関する意見を述べる事ができます。

4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び区に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。

【逐条解説】

今日、地域の課題解決のために、大きな役割を果たす市民活動団体と区の連携したまちづくりの推進を規定しています。同じ目的をもってまちづくりに取り組む場合、お互いの役割の調整と連携が、大きな効果を上げるためには必要不可欠です。

第2項では、第1項の連携のために、市の執行機関が要請に基づいて、調整会議を開催するなど調整役としての支援を行うことを規定しています。

第3項では、市民活動団体と区がその組織を構成する人の総意として、意見を市議会と市長へ述べられることを規定しています。

第4項では、市の執行機関の事務事業を、その役割に応じて市民活動団体や区へ委託できることを規定しています。なお、その場合は実施に必要な経費等についての措置を講じることとしています。

## 【取組事例等】

### （1）市民活動団体と区の連携等

- ・地域の課題解決のために、市民活動団体と区が調整し、連携してまちづくりを推進することを定めていますが、条例がめざすそのような取組事例は、現時点ではありません。

### （2）事務事業の委託等

#### ①指定管理制度

- ・「指定管理者制度」は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間事業者等のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に、それまで公共的団体等に限られていた「公の施設」の管理運営を、企業やNPO等の民間事業者等に委ねることを可能とした制度であり、平成15年の地方自治法改正により導入されたものです。
- ・現在小諸市では、次の16の施設に指定管理者制度を導入しています。  
小諸市ボランティアセンター、ワークポート野岸の丘、多機能型福祉施設小諸みかげ、小諸市デイサービスセンターあさま、農村資源活用交流施設あぐりの湯こもろ、小諸市農産物加工施設、小諸市西小諸活性化施設、小諸市民ガーデン、小諸市北国街道ほんまち町屋館、小諸市北国街道与良館、小諸市総合体育館、小諸懐古射院、小諸市寝たきり予防センター、小諸市荒堀老人憩いの家、小諸市一ツ谷老人憩いの家、小諸市北国街道荒町館
- ・指定管理者制度の適正な運用を図り、各施設の設置目的を、より効果的・効率的に達成するため、平成23年4月に「小諸市公の施設指定管理者制度運用ガイドライン」を定め、平成23年度分から「指定管理業務の総合評価」を実施しています（ただし、「地域密着型で、指定管理料を支払わない施設」は評価の適用外）。

#### ②その他の事例

##### ア) 地域協働道ぶしんクリーン事業

- ・地域の道路の草刈りや清掃等の実施に対し、実施した距離に応じて奨励金を交付しています。

##### イ) 公園クリーン活動事業

- ・市が管理している緑地公園等の維持管理活動に対し、実施した面積に応じて奨励金を交付しています。

ウ) 農地保全協働事業

- ・ 農道、用水路の維持管理（道ぶしん・堰ぶしん）に対し、必要な砕石や生コンなどの材料を支給しています。